

鳥取縣公報

告示

昭和十六年十月二十八日
第千二百七十九號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

鳥取縣告示第八百四十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル半成コークスノ最高販賣價格左ノ通指定ス
昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事

入田三郎

半成コークス最高販賣價格
灰分
單位
販賣業者最高販賣價格

塊(節目八分以上ノモノ)

六五四三二一特

號號號號號號

三三二二一一七
〇〇五〇五〇%
% % % % % %
ヲ迄迄迄迄以
超ノノノノノノ
モモモモモモ
ルルルルルル
モノ

同同同同同同
同同同同同同
正味十斤

九九〇〇一一二
二七二七二七七

小塊(節目三分以上ノモノ)

六五四三二一

號號號號號號

三三二二一一七
〇〇五〇五〇%
% % % % % %
ヲ迄迄迄迄以
超ノノノノノノ
モモモモモモ
ルルルルルル
モノ

同同同同同同

八八九〇〇一
二七二〇五〇

鳥取縣公報 每週 曜日發行

(休日ニ當ル)

昭和十六年十月二十八日

第千二百七十九號

一

- 一 半成コークストハ石炭、亜炭、泥炭等ノ低溫乾燥處理セルモノ又ハ土窯ニ依リ蒸騰處理セルモノ(ガラコークスヲ除ク)ヲ謂フ
- 二 本表價格ハ消費者持込渡容器附ノ價格ニシテ中味ノミヲ販賣スル場合ハ十疋ニ付五錢ヲ控除シタル額ニ依ルモノトス
- 三 塊ハ持込ノ際篩目八分未満ノモノノ混入重量率五%迄ヲ許容スルモノトシ小塊ハ持込ノ際篩目三分未満ノモノノ混入重量率一〇%迄ヲ許容スルモノトス
- 四 發熱量四、〇〇〇カロリ未滿ノモノハ本表價格ノ半額トス
- 五 發熱量並ニ灰分ノ試驗方法ハ日本標準規格第二三六號石灰分析及試驗方法ヲ準用スルモノトス
- 六 本表價格ハ容器詰ヲ爲シ販賣スル場合ハ製造業者ノ名稱、種類及灰分ヲ表示セルモノノ價格トシ表示ナキモノハ本表價格ノ半額トス

◇鳥取縣告示第八百四十五號

カーバイド配給統制規則第十條ノ規定ニ依リ團體ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣熔接工業組合

鳥取縣自動車修理加工工業組合

山陰地區機帆船海運組合鳥取支部

◇鳥取縣告示第八百四十六號

昭和十六年十月二十日縣參事會ノ議決ヲ經テ昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算

△印減高

第四款 地方分與稅	二、五二一圓	第一項 統計費補助金	四四六
第二項 配付稅	二、五二一	第二項 土木費補助金	七、〇〇〇
第七款 使用料及手數料	二四、八五四	第三項 教育費補助金	二、〇〇〇
第一項 使用料	三、九八二	第四項 衛生費補助金	三、三二五
第二項 手數料	二〇、八七二	第五項 勸業費補助金	五三、三三一
第九款 雜收 入	八五〇	第六項 社會事業費補助金	一、四〇〇
第六項 物品賣拂代	五〇	第七項 時局事務補助金	四、四五〇
第八項 雜 入	八〇〇	寄附金	四、四五〇
歲入經常部計	二八、二二五	土木費寄附金	四、四五〇
臨時部	八〇〇	縣 債	一三八、〇〇〇
第一項 綠越金	一、二九八	第一項 縣 債	一三八、〇〇〇
第二項 國庫補助金	一、二九八	歲入臨時部計	二七五、九二〇
	一三、六一七二	合計	三〇四、一四五
		歲出	
		第一項 縣職員費	一、四四三
		第三項 俸給諸給	四〇〇

第七款	應 費	一、〇四三	第十款	勸業補助費	一、四〇〇
第八項	教育費	二、二四〇	第一項	勸業補助費	一、四〇〇
第十一項	盲聾啞學校費	二四〇	第十二款	衛生補助費	三、二五〇
第九款	學事諸費	二、〇〇〇	第一項	衛生補助費	三、二五〇
第二項	衛生及病院費	五、〇六四	第三十四款	事 變 費	三六、八九八
第十款	衛生諸費	三八、二九五	第四項	勸業補助費	三六、一二八
第四項	勸業費	二〇、八七二	第七項	國民精神總動員費	七、七〇
第十四項	農產物検査所費	一七、四二三	第三十五款	縣 債 費	△ 一六七、〇七六
第十一款	產業獎勵費	一、四〇〇	第一項	元 金 償 還	△ 九六、七八九
第三項	社會事業費	一、四〇〇	第二項	利 子	△ 七〇、五四七
第十二款	社會事業諸費	一、四〇〇	第三項	雜 費	二六〇
第三項	社會教育費	三〇〇	第五十三款	雜 出	一五九、五〇〇
第三項	社會教育諸費	三〇〇	第一項	過年度追拂	四六
歲出經常部計	社會教育諸費	四八、七四二	第二項	過年度過納下戻金	二四六
臨 時 部	臨時部計	四八、七四二	第三項	過年度返納金	一五九、二〇八
第一款	土 木 費	一、六五〇	第十六十三款	十六年度災害緊急土木復舊費	一四一、二四九
第四項	道 路 費	一〇、一五〇	第一項	道路橋梁費	六七、〇二三
第十一項	船揚場施設費	一、五〇〇	第二項	治水堤防費	六七、三九二
第六款	統計補助費	三二三	第三項	吏 員 費	五、八八五
第一項	統計補助費	三二三	第四項	雜 費	九四九

第六十四款	災害復舊費	六八、二〇九	歲出臨時部計	二五五、四〇三
第一項	災害土木應急工事費	六八、二〇九	合 計	三〇四、一四五

鳥取縣告示第八百四十七號

青年學校令施行規則第三十二條第二號ノ規定ニ依リ左ノ施設ノ課程ヲ認定ス

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

日本農産化學研究所伯山塾

鳥取縣告示第八百四十八號

府縣道倉吉津山線東伯郡旭村地内道路ノ區域ヲ左ノ通變更シ變更道路ハ改築シタル地域ヲ以テ其ノ區域ト定メ昭和十六年十月一日ヨリ供用ヲ開始ス但シ在來道路ハ其ノ附屬物ト共ニ同日ヨリ供用ヲ廢止ス

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第一號

現 在 路 線

東伯郡旭村大字牧字宮ノ本四百三十三番地先ヨリ同村大字同字同四百三十三番地先同村大字同字同三百八十五番地先ヲ經テ同村大字同字同三百九十九番地先ニ至ル

變 更 路 線

東伯郡旭村大字牧字宮ノ本四百三十四番地先ヨリ同村大字同字同四百三十四番地先同村大字同字同三百八十三番地先ニ至ル

第二號

第三號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字牧字前田二百三十九番ノ一先ヨ
 リ同村大字同二百三十八番地先同村大字同二百
 四十八番ノ一先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字牧字前田二百三十九番ノ一先ヨ
 リ同村大字同二百三十五番ノ一先ニ至ル

第四號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字牧字恩島五十四番地先ヨリ同村
 大字同五十四番地先同村大字恩島四十八番地先
 先ヲ經テ旭村大字牧字恩島四十八番地先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字牧字恩島五十四番地先ヨリ同村大
 ヲ經テ終點旭村大字牧字恩島四十八番地先ニ至ル

第五號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字大柿字古川二百四十九番地先ヨリ
 同村大字同二百四十九番ノ一先同村大字同
 同村大字同二百四十九番ノ一先同村大字同
 通七十番地先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字大柿字古川二百六十一番地先ヨリ
 同村大字同二百六十一番ノ一先同村大字同
 同村大字同二百六十一番ノ一先同村大字同
 西塚通五十六番ノ一先ニ至ル

第六號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字大柿字西塚通三十四番地先ヨリ同
 村大字同三十四番地先同村大字同三十四番
 番地先ヲ經テ同村大字大柿字西塚通三十四番ノ一
 地先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字大柿字西塚通三十四番地先ヨリ同
 村大字同三十四番地先同村大字同三十四番
 番地先ヲ經テ同村大字大柿字西塚通三十四番ノ一
 地先ニ至ル

第七號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字助谷字下河原五百八十九番ノ一
 先ヨリ同村大字同五百八十九番ノ一先同村大
 先ヨリ同村大字同五百八十九番ノ一先同村大
 原五百八十三番地先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字助谷字下河原五百八十六番ノ一
 先ヨリ同村大字同五百八十六番ノ一先同村大
 助谷字下河原五百八十四番地先ニ至ル

第八號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二
 先ヨリ同村大字同六百七十九番ノ二先同村
 大字同六百八十五番地先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字助谷字上八田六百七十九番ノ二
 先ヨリ同村大字同六百七十九番ノ二先同村
 大字同六百八十五番地先ニ至ル

第九號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字久原字高取六百九番地先ヨリ同
 村大字同六百九番地先同村大字同六百九番
 地先ヲ經テ旭村大字久原字高取六百九番ノ二
 地先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字久原字高取六百九番地先ヨリ同
 村大字同六百九番地先同村大字同六百九番
 地先ヲ經テ旭村大字久原字高取六百九番ノ二
 地先ニ至ル

第十號 現在 在 路 線
 東伯郡旭村大字曹源寺字下前田三百三十二番ノ一
 地先ヨリ同村大字同三百三十二番ノ一先同
 村大字同三百三十一番ノ一先同村大字同
 曹源寺字下前田三百三十一番ノ一先同村大
 地先ニ至ル

變 更 路 線
 東伯郡旭村大字曹源寺字下前田三百三十三番ノ一
 地先ヨリ同村大字同三百三十三番ノ一先同
 村大字同三百三十一番ノ一先同村大字同
 曹源寺字下前田三百三十一番ノ一先同村大
 地先ニ至ル

東伯郡旭村大字曹源寺字地山二百五十九番地先ヨ
リ同村大字同字二百五十六番地先同村大字同字
同二百五十五番地先ヲ經テ旭村大字曹源寺字地山
二百五十番地先ニ至ル

東伯郡旭村大字曹源寺字地山二百五十九番地先ヨ
リ同村大字同字三百五十六番地先同村大字同字
同三百五十七番地先ヲ經テ旭村大字曹源寺字地山
二百五十番地先ニ至ル

第十一號

現在 在 路 線

變更 更 路 線

東伯郡旭村大字曹源寺字地山二百五十九番地先ヨ
リ同村大字同字二百五十八番地先同村大字同字
二百二十八番地先ヲ經テ旭村大字曹源寺字地山
二百二十八番地先ニ至ル

東伯郡旭村大字曹源寺字地山二百五十九番地先ヨ
リ同村大字同字二百五十七番地先同村大字同字
同二百五十八番地先ヲ經テ旭村大字曹源寺字地山
二百二十八番地先ニ至ル

鳥取縣告示第八百四十九號

昭和十六年九月十二日農林省令第七十三號家畜保險獎勵規則ニ基キ鳥取縣家畜保險獎勵規程左ノ通定ム

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

鳥取縣家畜保險獎勵規程

第一條 家畜保險ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

一家畜保險組合ノ技術員設置ニ要スル費用

二 左ニ掲グル事業ニ要スル家畜保險組合若ハ團體ノ費用又ハ補助金

第二條 獎勵金ハ左ニ掲グル家畜保險組合又ハ知事ノ適當ト認ムル團體ノ費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付ス但シ別ニ縣ヨリ獎勵金補助金又ハ助成金ノ交付ヲ受ケベキ場合ハ此ノ限りニ在ラス

(一) 小團體獎勵金ノ交付、指導員手當其他保險加入増加ヲ圖ル爲適當ト認ムル事業

(二) 映寫會、講演會、講話會、其他普及宣傳ノ爲適當ト認ムル事業

00409

00408

三 獸醫師又ハ獸醫手ノ囑託、診療補助金ノ交付、藥品等ノ購入其他保險事故防止ノ爲適當ト認ムル事業ニ要スル家畜保險組合若ハ團體ノ費用又ハ補助金

第三條 獎勵金ノ額ハ前條ノ費用ニ付テハ其ノ二分ノ一以内、補助金ニ付テハ補助ノ對象トナルベキ費用ノ二分ノ一以内ニシテ補助金ノ範圍内トス

特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ制限ニ拘ラズ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添

一 收支豫算書
二 事業計畫書

前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者ハ收支決算書及事業成績書ヲ

鳥取縣告示第八百五十號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年五月十日ヨリ七月十四日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付クベシ

昭和十六年十月二十八日

翌年度五月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者獎勵金ノ交付ヲ受ケテ支出シタル費用又ハ補助金ヲ返納セシメ之ヲ歳入ニ組入レタルトキハ事由ヲ具シ其ノ旨ヲ遲滞ナク知事ニ報告スベシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一 本規程ニ違反シタルトキ
- 二 獎勵金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
- 三 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
- 四 支出額ガ豫算額ニ比シ減少シタルトキ

附 則

- 一 本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 二 第四條中一月三十一日迄トアルハ昭和十六年度ニ限り十一月三十日迄トス

00410

鳥取縣知事 入 田 三 郎

検査月日	検査場所	検査區域	牽付時間
十月二十八日	氣高郡大正村家畜市場	大正村 一	午前八時—三時
同	同	千代水村 同	午後一時—三時
同 二十九日	同	美穂村 同	午前八時—十時
同	同	東郷村 同	午後一時—三時
同 三十日	同	大和村 同	午前九時—十一時
同	同	神戶村 同	午後一時—三時

◆鳥取縣告示第八百五十一號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ因ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並不妊ノモノ(分娩セシモノ及未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診左ノ通施行ス但檢診合格證有効期間内ノモノヲ除ク

依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ種付證明書及檢診合格證携帯ノ上指定ノ日時及場所ニ牽付ケ檢診ヲ受クベシ

昭和十六年十月二十八日

検査月日	検査場所	検査區域	牽付時間
十月二十八日	氣高郡大正村家畜市場	大正村 一	午前八時—三時
同	同	千代水村 同	午後一時—三時
同 二十九日	同	美穂村 同	午前八時—十時
同	同	東郷村 同	午後一時—三時
同 三十日	同	大和村 同	午前九時—十一時
同	同	神戶村 同	午後一時—三時

00411

◆鳥取縣告示第八百五十二號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル唐箕ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年十月二十八日

名稱	種別	規	鳥取縣知事 入 田 三 郎	單位	最高販賣價格
鳥取縣產 唐箕	杉 製	長四尺九寸 風胴直徑三尺	巾一尺八寸 巾一尺	一臺	二五、〇〇圓
註 本表規格ハ左ニ依ルモノトス					
風胴ハ杉板 巾一尺 厚二、三分 一等無節使用羽ハ杉板 巾一尺 厚二、三分 一等並以上使用上斗ハ杉板 巾一尺 厚四分 一等並以上ノ板ヲ使用シタルモノトス					
一 本表最高販賣價格ハ販賣業者ノ最寄驛渡又ハ店先車乘渡價格トシ荷造費ハ賣主負擔トス					

◆鳥取縣告示第八百五十三號

岡山市有墓地ニシテ左記ニ現存スルモノハ永年祭祀者ナキ無縁墓ナルヲ以テ今回之ガ整理ノ爲他ニ移轉改葬セラルルコト、ナリタル趣ニ付有縁者ハ昭和十七年一月十五日迄ニ管理者宛申出デラルベク若シ右期間内ニ申出デナキハ管理者ニ於テ適宜處置セラル、旨通知アリタリ

昭和十六年十月二十八日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一位 置 岡山市平井字西谷二五七六馬足形南

一管理者 岡山市長

正 誤

昭和十六年二月二十五日鳥取縣告示第七十九號ハ、第百七十九號ノ誤

彙

報

十一月 日興亞奉公日の目標は
生活能率の増進

勞力と時間を皇國のお役に

(振興課)

十一月一日の興亞奉公日は曩に提唱された國民皆勞運動を一層強調するために、日常生活の凡ゆる部分を高度に能率化することに依つて新なる勞力を産み出すべく、「生活能率の増進」を目標に次の如き實踐事項に基いて勞力と時間を皇國のお役に立たせるべく之が具体化を圖ることとなつた。

國民皆勞運動は、主として遊休勞力と余剩勞力を動員するにあはるは勿論であるが、現下の逼迫した國際情勢の下に於ては更により多くの勞力を産み出して之に應ずることが益々必要となつたのである。

之がため、各家庭に於ては日常生活を更に能率化し、部落會、町内會、隣保班等に於ては一段と集團的に生活の合理化を行ひ、

新なる勞力を作り出して何時にても國家の求めに應じ得るやう準備を整へて置くことが強く要望されてゐるのである。

従つて隣保班は固より部落會、町内會にあつては此の目的に即應ずるため集團の力を以て時間の活用、生活の單純化、買出し行列の廢止を初め各種の社交儀禮及び會合等より生ずる悪弊を改める等生活の合理化を圖り、極力勞力と時間を産み出す工夫を凝らし、新たな生活設計に依つて各種生活の合理化が行はれなければならない。

恰も當日は司法記念日に當り遵法運動の日として特に經濟道德の昂揚を圖り、他方國民体育週間運動の期間に相當してゐて体力の増強を圖ることとなつてゐるので、部落會、町内會、隣保班に於ては右の精神を大いに普及徹底するやう努められたらるのである。

實踐事項

- 一 生活集團化の強化(例へば共同買出し、託兒の勵行等)
- 一 規律ある生活の勵行(時間の活用、余暇の善用)
- 一 部落會、町内會を中心とする生活の合理化

- 一 遵法精神の徹底
- 一 体力の増強

× × ×

今次の防空訓練に就て

(警務課)

今回行はれた第二次防空訓練は今迄行はれて居た訓練とは異なり、有史以來未曾有の緊迫せる時局下に於て行はれたので、十日間の長期の訓練であつたにも拘らず軍官民渾然一体となつて眞剣なる努力を続け、而も志氣旺盛にして積極的に訓練を行ひ、格段の進歩向上を見た事は國土防衛上寔に欣快に堪へない處である。

今その訓練状況を觀るに、或は山上に或は海岸に、晝夜を問はず敵機を一機も逃さじと熱心に服務する監視員の努力、又警防團隣保班等の身命を賭して焼夷彈防火の最大能力發揮に努むる等、眞に涙ぐましき活動が隨所に展開され、是等關係各位の連日に亘る勞苦に對し衷心より感謝の意を表する次第である。然し訓練全般を通じ其の成果を検討するとき、尙幾多工夫改善を要する點があるのので、之等の諸點に付き其の概要を述べ、將來防空体制の

強化促進を期するの参考に供し度いと思ふ。

監視通信は回を重ねる毎に其の成績は向上せるを認むるも、幹部は今後新隊員の養成に關し一段の留意を望む。

燈火管制に就いては訓練中に於て發表した通り警戒管制は一般に暗きに失するもの多く、特に商店が業を休んで居たものを見受けられたが、規定の光度は有効に利用し、管制中と雖も産業の減退を來さないことが必要である。其の他空襲管制と警戒管制との區別を全然認識せざるもの、空襲管制にして表側は遮光完全であるも裏側より漏光せるもの、風呂敷を管制用具に使用せるもの、警戒管制時に在つて殘置燈の管制なきもの等があつた。

警報傳達は一般に良好であつたが、警報班員が空襲警報を町内會長(區長)のみに傳達し一般に傳達せざるものがあつた。

消防は特に重點を置かれたので格段の向上を見たが、警防團にして消防作戦の適切ならざるもの、幹部にして部下掌握不十分にして指揮徹底を欠くもの、隣保防空の指導のみに從事し團としての訓練を等閑に附したる感あるもの、ホースの取扱ひ當を得ざるもの、隣保班にして班長の指揮能力不足せるもの、防火設備其の他の準備にして未だ形式に流れ居るもの、警防團との連絡不圓滑のもの、事務所詰員多きに過ぎるもの、出動班員にして統制を欠きたるもの、隣保班の多寡を検討し再編成を必要とするものが

あり、又特設自衛團にして防空消防の計畫再検討を要するもの、消防作業の充分ならざるもの等もあつた。尙、海上訓練に於ても漁舟群の編成なきもの、燈火管制用具の不備なるもの等を認め

た。是等の欠陥は速かに是正し何時防空實施とてなつものに應ずるの準備を必要とする。

今更特局は益々重大であり、國際情勢は頗る微妙の一途を辿り變轉豫斷を許さざるの秋、國土防衛の完璧を期する爲一層の精勵を切望する次第である。

桑園整理跡地に

麥作付の割當實施

(農務課)

聖戰完遂の根基をなす國民食糧確保の一方策として、最近生糸輸出の制限に伴ふ桑園の整理跡地に麥作付を行つて、全國的に今秋麥付の麥作大擴張を行ふこととなり、本縣ではこれについて關係方面の鋭意調査研究の結果、縣下各市町村に亘つて今期の桑園

整理跡地麥作付反別を割當て、各農家の麥作への奮進を望むこととなつた。即ち、桑園を整理して本年麥付を行ふ反別は九百七十九町八反一畦飛びに桑株を抜いて作付を行ふもの四百二十一町三反、隔畦交互に桑樹伐截を行つて作付を行ふもの二千五十二町三反、計三千四百五十三町四反歩であつて、その都市別内譯は次の通りである。

都市別	整理反別	隔畦拔株反別	隔畦交互伐截反別
鳥取市	町反 一五・二	町反 五・一	町反 二二・八
米子市	四七・四	一六・二	七〇・九
岩美郡	四四・三	二二・九	五六・二
八頭郡	一四・五	六三・二	一四八・七
氣高郡	九七・一	三三・〇	一四四・五
東伯郡	四二〇・六	一三九・二	六〇八・六
西伯郡	三三一・〇	一〇九・四	九一八・九
日野郡	九・七	四二・三	八一・七

本縣の甘藷豫想收穫高

五百七十八萬余貫！

(統計課)

九月一日現在を以て調査せられた本縣に於ける本年の甘藷は作付面積が一千九百五十六町六反で、豫想收穫高は五百七十八萬四百三十貫であつて、之を前年の作付反別に比すれば五百七十二町九反(四割一分四厘)同じく實收高に比すれば百八十九萬三千二百八十二貫(四割八分七厘)の各々増加を示してゐる。

蓋し本年の甘藷作は植付當時降雨持續して活着は良好であつたけれども、其の後の天候は日照少く曇天多濕であつたため壤土地帯に於ては莖葉徒長し甘藷の着成稍不良であつたが、砂質地帯に於ては稍良好なる生育を遂げ、作付面積の増加と相俟つて右のやうな收穫が豫想せられるに至つたものである。

尙ほ之を都市別に示せば次の通りである。

都市別	増減 (△印減)	
	前年作付面積ニ比シ	前年實收高ニ比シ
鳥取市	町反 三〇・〇〇	貫 三九・〇〇
米子市	町反 三〇・〇〇	貫 三九・〇〇

都市別	作付面積	豫想收穫高
岩美郡	一〇四・一	二六四・四〇
八頭郡	一四六・〇	三三四・七〇
氣高郡	二〇〇・一	六六六・九〇
東伯郡	六七一・一	一七〇四・六〇
西伯郡	六五五・四	二一〇四・七〇
日野郡	八六・四	二〇〇四・三〇
計	一九五七・六	五七〇四・三〇

本縣のラミー

第三回豫想收穫高

(統計課)

九月二十日現在を以て調査した本縣に於ける本年のラミー(第三回收穫分)は收穫見込面積十一町歩、豫想收穫高五百貫であつて、之を前年の同期分に比すれば收穫面積に於ては一町歩(一割)の増加を示し、豫想收穫高に於ては三百七十貫(四割二分五厘)の減少を示してゐる。

蓋し第三回收穫分のラミー作は發芽時期より降雨が持續した、

00416

め發育不良のものがあつて右のやうな收穫を見る豫想である。尙ほ之を郡市別に示せば次の如くである。

郡市	收穫見		豫想		増減	
	込面積	收穫高	積ニ比シ	前年收穫面	前年收穫高ニ比シ	(△印減)
岩美郡	二〇〇	七〇	一・五	一・五	五〇	貫
八頭郡	一	一	△	△	四〇	
東伯郡	八・五	三七〇	△	△	四〇〇	
西伯郡	二	一〇	△	△	一〇	
日野郡	三	五〇	一	一	一〇	
計	一一・〇	五〇〇	一・〇	△	三七〇	

酒精原料團栗蒐集!

國民學校等の報國運動

(林務課)

カシナラ・クヌギ・アベマキ・ツナ・シビ・カシハ・トチ等の穀斗科及び七葉樹科植物の、俗に團栗(どんぐり)と呼ばれてゐる樹實は、野に澤山落ちてゐるが、從來トチ・クヌギの一部を除いて

は殆んど使ひ途がなく山野に棄てられてゐた。然るにこれらの樹實からは非常時局下最も必要なアルコール・タンニン等が採れ、又家畜の飼料として甚だ有用な資源であるため、最近タンニン分離の方法の成功と共にこれが蒐集が勵行され、昨年の如きも各國民學校児童等の協力によつて多量の樹實が採集せられて重要資源として利用されてゐるのである。よつて本年も全國民學校・青年學校・青少年團・婦人會等にかけて山野の遺利を國家の爲に活用することとなり、本縣でもその集荷配給の世話を林務課内縣山林會によつて行ふこととなつた。

蒐集した團栗は十月より十二月に至る三ヶ月間に各國民學校に集荷するのであるが、特にトチはサポニンといふ特別な成分が含まれてゐて處理法が異なるからこれのみは別包装とし、他は混合でよく樹種別に包装する必要はない。集荷された樹實は蟲害を受けてゐるもの、既に發芽してゐるもの等を肉眼鑑別によつて除き、晴天二日以上日光乾燥を行ふ。(水選はしないこと)

包装は俵又は以に山盛一斗四杯の四斗入りとし、止むなく端數を生じたときは其の端數を以て包装して横五ヶ所縦二ヶ所十文字掛とし、出荷に當つては荷札を附し、中味の容量及び出荷者(學校)名を明記して最寄驛丸通運送店(受配給者の檢收代理人)に受渡完了し、團栗出荷報告書の適當の箇所に貨物領收證印を求

00417

めて町村・郡市農會を經由して縣山林會に送附するのであつて、縣山林會ではこの團栗出荷報告書によつて所定の代金を支給する。

各國民學校及び團體に於てはどうか一般農山村の家庭に呼びかけて餘暇或は作業地への往復の寸暇を利用して蒐集に心掛けしめ時局下重要資源の蒐集に努めて、示されたる團栗蒐集目標數量に達するやう協力を切望する次第である。尙蒐集に當つては森林所有者の諒解を得て入林せしめるやう指導し、盜採等の非難のないやう充分留意せられたい。

兵器献納資源回收

運動醜出金報告

金額	町村名
一金拾壹圓八拾錢	東伯郡橋津村
一金拾九圓五錢	西伯郡逢坂村
一金五圓	氣高郡東郷村
一金拾七圓拾錢	西伯郡上道村
一金七圓四拾七錢	日野郡福榮村

一金拾貳圓九拾六錢	氣高郡吉岡村
一金拾貳圓參拾參錢	東伯郡浦安村
一金貳拾圓貳拾九錢	西伯郡高麗村
一金貳圓拾錢	東伯郡竹田村
一金四圓七拾五錢	西伯郡上長田村
一金五圓五拾參錢	日野郡神奈川村
一金拾五圓四拾四錢	日野郡溝口町
一金六圓拾五錢	岩美郡福部村
一金貳拾四圓參拾七錢	西伯郡中濱村
一金九圓五錢	岩美郡小田村
一金八圓八拾錢	氣高郡末恒村
一金參圓貳錢	氣高郡日置谷村
一金壹百貳拾九圓四拾壹錢	鳥取市
一金拾九圓參拾參錢	西伯郡外江村

◎行旅死亡人

- 一本籍、住所、氏名不詳、推定年齢二十一、二才
- 一人相 身長一、七五米、中肉、頭髮丸刈、面長、色普通
- 一着衣 國防色ノ國民服上下、縞ノワイシャツ及ステ、コ

◎文部省推薦兒童圖書

△オナテトアショ	昭一六・七・一	富士屋書店發行	鈴木壽雄 渡邊哲夫 文書	二、十八 錢頁
△啓吉の學校	昭一六・七・五	紀元社發行	林美美子 著	二、一六 錢頁
△負けない少年	昭一六・七・一〇	三學書房發行	朝日壯吉 著	二、三九 圓頁
△捕鯨船日記	昭一六・六・二四	博文館發行	丸川久俊 著	二、九六 錢頁
△タラウサン	昭一六・六・一	富士屋書店發行	黑崎義介 渡邊哲夫 文書	二、一八 錢頁
△ゴクラウサン	昭一六・六・五	春江堂發行	新井五郎 萩原博 文書	一、一五 錢頁
△新選國民童話二年生	昭一六・七・一〇	鶴書房發行	德永壽美子 著	二、四九 錢頁

一 所持品 黒ビロード褌口、十四錢在中、自大阪間乘車券
至姫路間乘車券
清水ノ拓殖ノ認印、萬年筆一個、九型腕時計一
個、紫地縞ノ風呂敷

心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一 本籍、住所、身分、職業、氏名不詳、年齢推定六十才位

一 男女ノ別 男

一 人相、特徴 体格瘦セタル方、目、口、耳普通、身丈五尺二寸位

一 遺留品 ナシ

一 着衣 縞縞單衣

一 死亡ノ區別 病死

一 發見ノ日時 昭和十六年八月二十八日午後〇時五十分本村及場所 内大字矢田三百七十四番地ノ一

一 其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ナシ

心當、向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十六年十月廿八日印刷
昭和十六年十月廿八日發行

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所